

6. 障がい者の医療について

障害をお持ちの方に対する医療制度については、表のとおりになります。

	制 度	お問い合わせ先
1	自立支援医療(19ページ) (更生医療・育成医療・精神通院)	竹富町役場 福祉支援課
2	重度心身障害者(児)医療費助成	竹富町役場 福祉支援課
3	障がい者の後期高齢者医療制度による医療	竹富町役場 健康づくり課
4	特定疾病療養受療証	各種保険者
5	特定医療費(指定難病)公費負担制度	八重山保健所
6	小児慢性特定疾病医療費助成制度	八重山保健所
7	障害者歯科診療について	沖縄県 障害福祉課

医療制度のイメージ

保険適用内

自己負担金(1割～3割) A 円		限度額超過分 B 円	保険適用外 C 円
医療費助成		- 高額療養費 - 特定疾病療養受領証	払戻しなし
医療費助成	- 更生医療 - 育成医療	- 特定医療費(指定難病)公費負担制度 - 小児慢性特定疾病医療費助成制度	

① 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

障がい者等の心身の障害の除去・軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、医療にかかった自己負担額を軽減する制度です。自立支援医療という大きな制度のなかに、更生医療、育成医療、精神通院医療という3つの制度があります。

詳しくは、19ページにあります。

② 重度心身障害者（児）医療費助成

医療保険(健康保険)を使って医療を受けたとき、年齢や所得に応じて1～3割の自己負担金がかかりますが、重度心身障害者(児)医療費助成では、医療機関に支払った自己負担金(保険適用内のみ)を竹富町へ請求することで、払戻しを受けることができる制度です。

対象者

身体障害者手帳	1 級	2 級
療育手帳	A 1	A 2

⇒上記に加え、原則として下記の要件を満たしている者

- ✓ 竹富町に住所(住民票)があり、かつ居住している方
- ✓ 健康保険(医療保険)に加入している方

対象となる医療費

◆ 医療保険適用内のものに限られます ◆

- ・ 通院にかかった医療費(自己負担分)
- ・ 処方にかかった調剤費(自己負担分)
- ・ 入院時にかかった食事療養費
- ・ 治療用装具(ただし、療養費対象のものに限る)



じゅきゅうし か く にん てい しん せい
▼ 受給資格認定申請

しん せい さ い ひつ よう
申請する際に必要なもの

- ☐ しょう とうきゅう しんたいしょうがいしやてちょう りょういくてちょう
障がいの等級がわかるもの(身体障害者手帳、療育手帳)
- ☐ いりょうほけんしょう けんこうほけんしょうなど
医療保険証(健康保険証等)
- ☐ じょせいきんふりこみさき じょうほう ほんにんめいぎ よきんつうちょう
助成金振込先の情報(本人名義の預金通帳)
- ☐ いん みとめいん
印かん(認印でもかまいません)
- ☐ こじんばんごう つうち など
個人番号がわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)

しん せい けつてい な が
申請から決定までの流れ

※しん せい う しん さ おこな けつてい
申請を受けて審査を行い決定

するまで、2週間ほどかかります。

やく ば ふく し し えん か しん せい
役 場 福 祉 支 援 課 に 申 請

しん さ はんてい
審査・判定

竹富町重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者証 (自動償還)			
事業番号	受給者番号		
受給者	住 所		
	フリガナ		性別
	氏 名		
	生年月日		
加入保険	被保険者氏名		
	被保険者名称		
	資格取得年月日		
有効期間			
備考			
年 月 日 竹富町長 印			

じゅきゅうしかくしゃしょう いろ
受給資格者証(そら色)

じゅきゅうしかくしゃしょう こう ふ
受給資格者証の交付

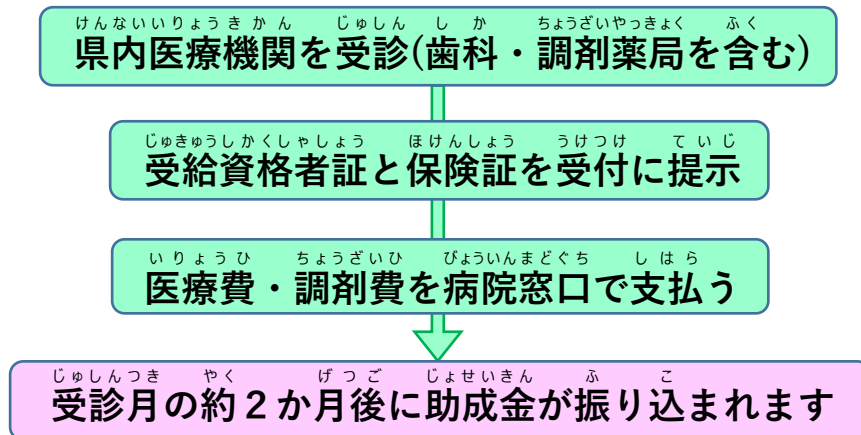
こう ふ けつてい ば あい じゅきゅうしゃしょう はっこう
交付が決定した場合に、受給者証が発行されます

- ふくし し えん か じゅきゅうしかくしゃしょう かんい かきとめ ゆうそう とど
・福祉支援課より受給資格者証が簡易書留による郵送で届きます。
- しん せい つき しんりょうぶん じょせいたいしょう か い し
・申請をした月の診療分より助成対象の開始となります。

▼ 医療費(自己負担分)の『自動償還』について

令和元年8月の受診分より、重度心身障害者(児)医療費助成の「自動償還払い」が開始されました。県内の各医療機関で受診した際に、受付で健康保険証と受給資格者証を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、受給月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

自動償還払いの流れ



※以下の場合、竹富町役場窓口への申請書・領収書提出が必要です。

- ◆ 県外の医療機関を受診された場合
- ◆ 受給資格者証を提示せずに支払いをした場合
- ◆ 自動償還を実施していない医療機関を受診した場合 など

役場窓口での支給申請に必要なもの

- ☐ 病院・薬局などの領収書

※発行から1年以上過ぎている領収書は受付できません。

- ☐ 竹富町重度心身障害者(児)医療費助成申請書(様式第7号)
(役場、出張所の窓口にあります)

- ☐ 印かん(認印でも可)
(代理申請の場合、代理人の印かんが必要です)

- ・ 指定の口座への振込は、原則として月の末日になります。
(末日が休日等と重なった場合は、前日または前々日となります)
- ・ 銀行処理の都合上、指定の口座への振込が、翌月の末日に繰り越される場合があります。



③ 障がい者の後期高齢者医療制度の医療

65歳以上75歳未満の方で、一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けることで、現在加入している医療保険(国民健康保険や健康保険組合、健康保険協会、共済組合等)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入する事ができます。

<障がい認定の基準>

① 身体障害者手帳(1～3級及び4級の一部)

② 療育手帳(A1、A2)

③ 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)

<お問い合わせ先> 竹富町役場 健康づくり課 (TEL:0980-82-7519)

④ 特定疾病療養受領証

長期間にわたって高額な治療を必要とする特定疾病の方は、自己負担額が1つの医療機関につき、1か月の医療費上限が1万円までとなります。

<厚生労働大臣指定の特定疾病>

・ 人工透析を必要とする慢性腎不全

※70歳未満の上位所得者の自己負担額は1か月2万円までとなります。

・ 先天性血液凝固因子障害の一部

・ 血液凝固因子製剤の投与によるHIV感染症

<お問い合わせ先> (国保) 竹富町役場 健康づくり課 (TEL:0980-82-7519)
(社保) 石垣年金事務所 (TEL:0980-82-9211)

⑤ 特定医療費(指定難病)公費負担制度

沖縄県では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とする難病と呼ばれる疾患のうち、国が定めた指定難病について、患者の経済的な負担を軽減するため、医療費の全部または一部を公費で負担しています。

<お問い合わせ先> 八重山保健所

(TEL:0980-82-3241)



⑥ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

沖縄県では、国の指定する小児慢性特定疾病に罹患したことにより、長期の治療と高額な医療費負担を要し、健全な育成に大きな支障を受けている児童の保護者に対し、その治療にかかった医療費の全部または一部を公費で負担し、家庭の経済的負担を軽減しています。

<お問い合わせ先> 八重山保健所

(TEL:0980-82-3241)

⑦ 障がい者歯科医療について

一般の歯科診療所での受診が困難な方(障害者手帳をお持ちの方や、障害等による理由)は、県立八重山病院で、障害者の歯科診療を受診することができます。受診するには、事前の申込みが必要です。

<お問い合わせ先> 沖縄県障害福祉課

(TEL:098-866-2190)